

**pick up 3** 瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者が決定  
議案第87号 瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定を可決

瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館について、指定期間5年間の期間満了により、再度指定をするものです。指定の期間については、平成31年4月1日から5年間です。



郷土資料館と耕心館



昨年行われた「みずほ 雛の春まつり」の様子 (耕心館)

**pick up 4** 町から都知事へ 意見書を提出  
議員提出議案第5号 森林環境税及び森林環境譲与税の活用に関する意見書

国は、「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において、(仮称)森林環境税(以下、「環境税」という。)及び(仮称)森林環境譲与税(以下、「譲与税」という。)を創設することとしました。

この環境税の課税は平成36年度から始まりますが、譲与税の交付は来年度から始まることになっており、その使途については、市町村が行う間伐や人材育成といった「森林整備及びその促進に関する費用」に充てられ、一方、都道府県では「森林整備等を実施する市町村に対する支援等に関する費用」に充てなければならないとなっています。

このような中、東京都の面積の約4割は多摩・島嶼地域の森林であり、その恩恵を受けるべきは東京都民自身であることを考えると、東京都や都内の区市町村に交付される譲与税は、東京都の森林のために活用されるべきです。

よって、東京都におかれては、この環境税及び譲与税の創設にあたり、以下の事項に取り組みられるよう強く求めます。

1. 都内区市町村の譲与税の活用に関する担当窓口を都に設置すること。
2. 都内の区市町村に交付される譲与税が、多摩産材の利活用など東京都の森林のために活用されるよう積極的に働きかけること。
3. 東京都に交付される譲与税を活用し、林業従事者育成のための諸施策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

東京都知事 宛

東京都西多摩郡瑞穂町議会

**pick up 1** 町の伝統文化・芸能を守るために  
議案第84号 瑞穂町文化財保護条例の一部を改正する条例を可決

登録文化財制度を創設するための条例改正です。これにより、町で伝承すべき文化、芸能や歴史的価値のある樹木などを文化財として登録することができます。



三地区夏祭のパレードの様子

- Q 登録文化財として対象となるものは。  
A 無形民俗文化財や伝承の過程で途切れてしまい指定文化財に至っていないものなどが対象となる。
- Q 現時点で登録文化財の対象と想定しているものは。  
A お囃子(はやし)や山車(だし)、神輿(みこし)などのお祭り関係の道具類が想定される。
- Q 登録文化財になると、税の軽減措置や保存のための低金利融資などの用意が必要となるが。  
A 4月1日の施行日までに間に合わせたい。

**pick up 2** 町の防災行政無線の伝達能力が向上へ  
議案第86号 防災行政無線デジタル化整備工事請負契約を可決

防災行政無線の音声伝達能力を向上させるため、新庁舎完成に併せ工事をします。

契約金額 61,313,760円  
(落札比率79.3%)  
契約相手 株式会社協和エクシオ(渋谷区)  
工期 平成32年3月31日まで

【工事概要】

- 1 新庁舎 デジタル同報系親局設備設置工事  
操作卓、放送機器、空中線ほか装置の取付け、配線、接続
- 2 新庁舎 デジタル同報系子局設備設置工事  
屋外拡声スピーカー柱、空中線、スピーカーほか装置の取付け、配線、接続
- 3 みずほさかえ公園 デジタル同報系子局設備設置工事  
空中線、スピーカーほか装置の取付け、配線、接続

- Q 伝達能力はどの程度向上するのか。  
A 1回の入力で、登録メール、ホームページ、音声変換放送が行えるなど格段に向上すると認識している。
- Q 工事費用の内訳は。  
A 新庁舎に設置する親局が約5100万円、みずほさかえ公園に設置する子局が約630万円と積算した。
- Q 子局の1つをみずほさかえ公園に設置する理由は。  
A 電波が適正に届くかの検証を行うため、親局のある庁舎から比較的距離のある、みずほさかえ公園にした。今後、残りの47か所についても順次入れ替えていきたい。



現在みずほさかえ公園に設置されている防災行政無線